

静岡市不登校児童生徒の 指導要録上の出席扱いに関するガイドライン《概要》

不登校児童生徒の出席扱いについてのガイドラインを策定しました。

不登校児童生徒が学校外(教育支援センター、民間施設等)で相談・指導を受けた場合や自宅でICT等を活用して学習を行った場合、要件を満たせば、校長の判断により「指導要録上の出席扱い」とすることができます。

1 静岡市教育支援センターに通う児童生徒

「指導要録上の出席扱い」となります。

2 民間施設に通う児童生徒について

校長の判断により、「指導要録上の出席扱い」とすることができます。
判断における主な目安は次のとおりです。(詳しくは、ガイドラインを参照してください)

(1) 民間施設の体制について

- 不登校児童生徒に対する相談・指導などについて深い理解と知識、経験をもっていること。
- 不登校児童生徒の社会的な自立に向けた相談・指導を行うことを主な目的としていること。

(2) 民間施設の相談・指導について

- 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑に学校復帰が可能となるための個別支援を行っていること。

(3) 学校、家庭、民間施設の連携について

- 施設における学習の状況等について、保護者等に定期的な情報提供がなされていること。
- 学校と施設が、児童生徒や家庭を支援するための情報等を共有していること。

3 自宅においてICT等を活用した学習活動を行う児童生徒について

校長の判断により、「指導要録上の出席扱い」とすることができます。
判断における主な目安は次のとおりです。(詳しくは、ガイドラインを参照してください)

- 学校外の公的機関・民間施設で相談・指導を受けられない場合に行う学習活動であること。

- 社会的な自立を助けるうえで有効・適切な学習活動であること。

- 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑に学校復帰が可能となるために有効・適切な学習活動であること。

- その学習活動が、学校の教育課程と関連性のあるものであり、児童生徒の学習の理解の程度を踏まえたものであること。

- 学校による定期的かつ継続的な対面指導が行われていること。

- 家庭が独自に用意した教材を使用する場合は、保護者から学校へ、学習を行った日時や内容等について、書面等による情報提供がされていること。